

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成15年10月7日

内閣総理大臣 殿

飯田市長 田中 秀典

平成15年5月23日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

(1) 構造改革特別区域計画のうち以下の事項

- | |
|--------------------------------------|
| 6 構造改革特別区域計画の目標 |
| 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 |
| 8 特定事業の名称 |

(2) 別紙

別紙(特定事業番号707)の追加

2. 変更事項の内容

(1) 構造改革特別区域計画の目標

ア 本文

(変更前)

また、農家泊における消防法の規制緩和や簡易宿所(旅館業法上)の面積要件の緩和、道路運送法の適用除外等によって、中山間地の普通の農家が農家泊に取り組むことが可能になる。これは中山間地農家にとって、都市と農村の交流を切り口にした新たな事業展開が可能となることを意味している。

(変更後)

また、農家泊における消防法の規制緩和や簡易宿所（旅館業法上）の面積要件の緩和、道路運送法の適用除外等によって、中山間地の普通の農家が農家泊に取り組むことが可能になる。さらに酒税法の特例により農家が自ら栽培した米等を利用して製造した「どぶろく」を宿泊者等に提供することができる。昔ながらの手作りの酒を地域独自の「スローフード」として提供することで、その酒を飲むためには、この場所を訪れなくてはならないという旅の必然性を生み出す。これは中山間地農家にとって、都市と農村の交流を切り口にした新たな事業展開が可能となることを意味している。

イ 適用される規制の特例措置と事業の相互関連表

(変更前)

(適用される規制の特例措置と事業の相互関連)

事業名	規制の特例措置	関連法	関連事業
総合的なグリーン・ツーリズム推進による地域づくり及び地域経済活性化	市民農園開設主体の拡大	特定農地貸付法	
	農家民宿における消防用設備等に係る消防令の規定に対する柔軟な対応	消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法許可申請に対する助成事業 ・旅館業法上の面積要件の緩和 ・道路運送法の適用除外 ・旅行業法上の解釈の明確化
農業の多様な担い手確保・育成、農業関連産業の育成による農業振興	農業生産法人以外の法人の農業への参入	農地法	
	市民農園開設主体の拡大	特定農地貸付法	

(変更後)

(適用される規制の特例措置と事業の相互関連)

事業名	規制の特例措置	関連法	関連事業
総合的なグリーン・ツーリズム推進による地域づくり及び地域経済活性化	市民農園開設主体の拡大	特定農地貸付法	
	農家民宿における消防用設備等に係る消防令の規定に対する柔軟な対応	消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法許可申請に対する助成事業 ・旅館業法上の面積要件の緩和 ・道路運送法の適用除外 ・旅行業法上の解釈の明確化
	<u>特定農業者の濁酒製造に係る製造免許の要件の緩和</u>	酒税法	
農業の多様な担い手確保・育成、農業関連産業の育成による農業振興	農業生産法人以外の法人の農業への参入	農地法	
	市民農園開設主体の拡大	特定農地貸付法	

(2) 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(変更前)

計画の実施が構造改革特区に及ぼす経済的社会的効果

項目	平成14年度	目標(平成16年度末)
体験教育旅行	入込み実人数 17,000人 体験プログラム利用延べ 35,000人	入込み実人数 25,000人 体験プログラム利用延べ 48,000人
ワーキングホリデー	登録者 650人	登録者 1,300人
	利用者 243人	利用者 500人
あぐり大学院	利用者 433人	利用者 600人

南 信 州 観 光 公 社	売上げ 170,000 千円	売上げ 250,000 千円
	直接消費額 290,000 千円	直接消費額 500,000 千円
	生産波及効果 700,000 千円	生産波及効果 1,200,000 千円
農 家 泊	受入れ農家 220 軒	受入れ農家 500 軒
	旅館業法上許可取得農家 2 軒	旅館業法上許可取得農家 220 軒
農 家 所 得	680 千円 (平成 12 年度)	1,000 千円 (平成 17 年度)
遊休農地利用・新規就農者	面 積 h a	面 積 3 h a
	新規就農者 8 人	新規就農者 12 人

* 体験教育旅行誘致事業の推移は別紙資料 5 参照。

(変更後)

計画の実施が構造改革特区に及ぼす経済的社会的効果

項 目	平 成 1 4 年 度	目 標 (平成 1 6 年度末)
体 験 教 育 旅 行	入込み実人数 17,000 人	入込み実人数 25,000 人
	体験プログラム利用延べ 35,000 人	体験プログラム利用延べ 48,000 人
ワーキングホリデー	登録者 650 人	登録者 1,400 人
	利用者 243 人	利用者 600 人
あぐり大学院	利用者 433 人	利用者 700 人
南 信 州 観 光 公 社	売上げ 170,000 千円	売上げ 251,000 千円
	直接消費額 290,000 千円	直接消費額 502,000 千円
	生産波及効果 700,000 千円	生産波及効果 1,205,000 千円
農 家 泊	受入れ農家 220 軒	受入れ農家 500 軒
	旅館業法上許可取得農家 2 軒	旅館業法上許可取得農家 220 軒
	酒類製造免許取得農業者 0 軒	酒類製造免許取得農業者 3 軒
農 家 所 得	680 千円 (平成 12 年度)	1,000 千円 (平成 17 年度)
遊休農地利用・新規就農者	面 積 h a	面 積 3 h a
	新規就農者 8 人	新規就農者 12 人

* 体験教育旅行誘致事業の推移は別紙資料 5 参照。

(3) 特定事業の名称

(変更前)

8 特定事業の名称

- (1) 1002 地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業
- (2) 1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
- (3) 407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

(変更後)

8 特定事業の名称

- (1) 1002 地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業
- (2) 1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
- (3) 407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
- (4) 707 特定農業者による濁酒の製造事業

(4) 別紙(特定事業番号707)の追加

別紙(特定事業番号707)

1 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

南信州グリーン・ツーリズム特区内で農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区変更認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

飯田市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料としたいわゆる「どぶろく」を製造することが可能になり、昔ながらの手づくりの酒を地域独自の「スローフード」として農家民宿の宿泊者などに提供することで、その酒を飲むためにはこの場所を訪れなくてはならないという旅の必然性を生み出し、交流人口のいっそうの拡大が図られる。

また本市における飯田発酵研究所（小泉武夫所長）とタイアップし、「どぶろく」を地場産業として育成することが期待できる。

5 当該規制の特例措置の内容

本市が推進するグリーン・ツーリズム事業の土台となる農家民宿、体験交流施設等において、地域の農産物を原料とした「どぶろく」を提供することで、昔ながらの手づくりの酒を復活させ、農家民宿等のサービス向上と、「どぶろく」をきっかけとした都市農村交流の拡大を図るとともに、「域産域消」（地域で生産される農産物を、その地域で消費する）を推進するため、酒税法第 7 条第 2 項の特例措置を講じる。